

1. Press Releases/Topics

温室効果ガス排出量マネジメントシステムの 取扱開始について

当行は、2021 年 8 月に温室効果ガス（GHG）排出量の見える化、削減目標設定等を目的とした脱炭素コンサルティング「カーボンニュートラルナビゲーターSupported by WasteBox（以下「カーボンニュートラルナビ」といいます。）」をリリースし、お客さまの脱炭素経営支援に取り組んでまいりました。

今般、脱炭素経営をより強力にサポートするためGHG排出量マネジメントシステム「トリアネットゼロ」の取扱いを開始しましたので、下記のとおりお知らせします。

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関情報
- 3 経営教室

記

1. 「トリアネットゼロ」について

カーボンニュートラルナビをご利用いただいたお客さまは、①自社のGHG排出量の把握、②削減目標の設定、③自社の取組みを開示しながら削減策を実行、という脱炭素経営の第一歩を踏み出しています。

「トリアネットゼロ」は、カーボンニュートラルナビをご利用いただいたお客さまへ、継続的に正確なGHG排出量算定を可能とするシステム環境をご提供するサービスです。

当行は、お客さまの排出量の推移や削減目標の達成状況を把握しながら、脱炭素経営移行計画の立案、削減策のご提案など脱炭素経営実現に向けてコンサルティングを行います。

<トリアネットゼロの主な機能>

① ダ ッ シ ュ ボ ー ド 機 能	排出量算定結果を Scope 別、拠点別、エネルギー別などの観点でグラフ化表示
② 使 用 量 入 力 機 能	Scope1および Scope2 について、使用量を入力することにより、排出係数から排出量算定
③ 排 出 係 数 機 能	環境省より公表された温対法報告用排出係数を利用可能
④ フ ァ イ ル 保 存 機 能	使用量の根拠資料など保存可能

当行は、2021年8月よりカーボンニュートラルナビに取組み、160社を超える地域のお客さまとコンサルティング契約を締結しており、既に138社のGHG排出量算定、SBT（※1）水準の削減目標設定を完了しました。

また、2023年3月1日付環境省発表資料「SBT参加企業」のSBT認定（中小企業版）取得済み国内企業のうち、当行支援企業は47社（全体の20%（※2））にのぼります。

（※1）「Science Based Targets」の略で、パリ協定が求める水準と整合した企業の中長期のGHG排出削減目標であり、自社で設定した基準年度に対して一定水準での削減を約束するもの。

（※2）2023年3月末時点当行調べ

2. 株式会社ウェイストボックスとの事業共創

「トリアネットゼロ」において、専門的知見をもってお客さまにワンストップで伴走支援できる体制を確保するため、当行のアドバイザーとして専門家である株式会社ウェイストボックス（以下「ウェイストボックス」といいます。）と事業共創いたします。

ウェイストボックスは、環境負荷・温室効果ガス排出量把握で10年来の実績を有し、大手企業との取引、官公庁の事業への関与を多数行っています。
また、2000年に英国で設立した国際的NGOであるCDPの日本で唯一のCDP気候変動コンサルティング&SBT支援パートナーとして認定されています。

■ウェイストボックス会社概要

代 表 者	鈴木 修一郎
設 立	2006年2月
所 在 地	愛知県名古屋市中区栄2-6-1 RT 白川ビル2階
U R L	https://wastebox.net/
事 業 内 容	① HG関連事業（SCOPE1, 2, 3把握、SBT、RE100、CDP情報開示支援） ② 製品・サービスの排出権調査（LCA、CFP等） ③ 排出権権利化代行（J-クレジット創出支援等） ④ カーボン・オフセットプロバイダー事業

<ご参考：十六フィナンシャルグループとウェイストボックスとの取組み実績>

※ウェイストボックスは、当行、野村證券株式会社、有限責任監査法人トーマツの3社による民間主導型ベンチャー支援ネットワーク「NOBUNAGA21」第20回地域経済活性化セミナーにおきまして、ビジネスプラン助成金優秀賞（2021年2月）を受賞しています。

※十六フィナンシャルグループの投資専門子会社であるNOBUNAGAキャピタルビレッジ（代表取締役 峠 清孝）が運営するベンチャーキャピタルファンドに おきまして、2022年5月にウェイストボックスへ出資しています。

当行は、今後も「一歩先の未来」を見据え、脱炭素経営に資するサービスについて高度化をはかり、脱炭素経営を支援し、地域の脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

以上

【お問い合わせ先】

経営企画部 広報・IR室 TEL：058-266-2511

当行無料相談会のご案内

弁護士・税理士によるお客さま向け「法律・税務に関する無料相談会」9月の相談日をお知らせします。

なお、電話相談と Zoom（オンライン）相談にて受付いたします。

※本サービスの利用をご検討の際は、当行お取引店にご相談ください。

(1) 法律相談会

日程		
渡辺弁護士 (岐阜) お1人さま20分	9月 5日(火)	14:00～15:20
	9月 12日(火)	14:00～15:20
	9月 19日(火)	14:00～15:20
	9月 26日(火)	14:00～15:20
山口弁護士 (名古屋) お1人さま30分	9月 5日(火)	13:30～15:00
	9月 12日(火)	13:30～15:00
	9月 19日(火)	13:30～15:00
	9月 26日(火)	13:30～15:00

(2) 税務相談会

日程 お1人さま30分	
9月 6日(水)	13:00～16:00
9月 7日(木)	13:00～16:00
9月 13日(水)	13:00～15:30
9月 14日(木)	13:00～16:00
9月 20日(水)	13:00～15:30
9月 21日(木)	13:00～16:00

2. 公的機関情報

次世代自動車オンラインセミナー

次世代モビリティの現状と今後 ～世界は？日本は？トヨタは？～

主 催	(公財)岐阜県産業経済振興センター
日 時	令和5年9月7日(木) 14:00～15:30
会 場	オンラインセミナー(ライブ配信) ※ オンライン会議アプリ「Zoom」ウェビナー機能を利用して開催
内 容	「次世代モビリティの現状と今後 ～世界は？日本は？トヨタは？～」 講師:(株)Tech-T 代表取締役兼 埼玉工業大学 先端科学研究所 客員教授 高原 忠良氏 講演内容:(予定) ・新エネルギー車の整理整頓 ・EV・FCV の普及状況～グローバルおよび主要国～ ・試乗から見る新エネルギー車の現在地 ・期待の分野、転換が望まれる分野 (1)ADAS、電動化関連 (2)鉄、アルミ、樹脂 ・トヨタ自動車の今とこれから ・まとめ
募 集 対 象	岐阜県内に本社または事業所をおく中小企業等
定 員	50名(先着順)
参 加 費	無料
申 込 方 法	(公財)岐阜県産業経済振興センターホームページ内「申込フォーム」または FAX
申 込 期 限	令和5年9月4日(月)17:00
詳 細	(公財)岐阜県産業経済振興センターホームページ URL: https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2023071401/index.asp

令和 5 年度「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金」

補助対象事業者	次に掲げる者のうち、国で定める目標(目安)等に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画を設定している事業者 ① 貨物自動車運送事業者 ② 自家用商用車(トラック等)を業務に使用する者 (車両総重量 2.5 トン超の車両に限る。) ③ 商用車(トラック等)の貸渡しを業とする者(①、②に貸渡しする者に限る。) ④ 地方公共団体 ⑤ その他環境大臣の承認を得て、執行団体が適当と認める者
補助対象車両	予め環境省の事前登録を受けたトラック(BEV,PHEV,FCV)で、以下の新車車両が対象 BEV:電気自動車 PHEV:プラグインハイブリッド車 FCV:燃料電池自動車 車両総重量 2.5 トン超の車両(事業用、自家用) 車両総重量 2.5 トン以下の車両(事業用のみ)※バンタイプ含む
受付期間	令和 6 年 1 月 31 日(水)まで
予算額	約 126 億円
申請台数	制限なし(予算の都合上、抽選となる可能性もあります)
詳細	一般財団法人環境優良車普及機構ホームページ URL: https://www.levo.or.jp/fukyu/evhojo/2023/ev_index.html

岐阜県太陽光発電設備等設置費事業者補助金

補助対象事業者	岐阜県内の自らが事業を営む建物を有する事務所又は事業所に補助対象設備を設置する者
補助対象設備 補助額等	・太陽光発電設備【最大:100 万円】 5 万円/kW (上限 20kW) ・蓄電池【最大 126 万円】 6.3 万円/kWh (上限 20kWh) ※4,800Ah・セル未満の家庭用(小型)蓄電池は 5.1 万円/kWh ・充放電設備【最大 170 万円】 本体…最大 75 万円 工事費…最大 95 万円
主な補助要件	・太陽光発電設備の導入は必須(蓄電池、充放電設備のみの導入は対象外) ・発電した電力の 50%以上を自家消費すること ・その他、詳細な要件は要綱をご確認ください
募集期間	令和 5 年 11 月 30 日(木)まで ・予算の上限に達した場合は、期間内であっても受付を終了します ・受付を終了する場合は、下記ホームページにてお知らせします
詳細	岐阜県ホームページ: https://www.pref.gifu.lg.jp/page/287442.html

令和5年度「AI・IoT 等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金
(トラック輸送の省エネ化推進事業)」

本補助事業では、トラック事業者と荷主等との連携を要件に「車両動態管理システムの導入」、「予約受付システム等の導入」、「配車計画システムの導入」及び「AI・IoTによるシステム連携ツールの導入」に要する経費の一部を支援します。

補助対象事業者	補助対象事業者		車両動態管理システム	予約受付システム等	配車計画システム
			AI・IoTによるシステム連携ツール※		
	ア.貨物自動車運送事業者	○	×	○	
	イ.第二種貨物利用運送事業者	○	×	○	
	ウ.自家用トラック事業者	○	×	○	
	エ.ア又はイを構成員に含む団体	△	×	△	
	オ.荷主等	×	○	○	
	カ.リース事業者	△	△	△	
※AI・IoTによるシステム連携ツールについては、車両動態管理システム、予約受付システム等及び配車計画システムのうち、いずれか又は全部と連携させる場合のみ補助対象となります。					
補助対象システム	補助対象システム		補助率	1事業者あたりの補助金上限額 (台数)	
	車両動態管理システム (クラウド型のみ)		定額(※1)または 1/2以内	30台(※2)	
	予約受付システム等	予約受付システム	1/2以内	4千万円	
		ASNシステム			
		受注情報事前確認システム			
		パレット等管理システム			
		パレタイズシステム	1/2以内	5千万円	
	配車計画システム		1/2以内	4千万円	
AI・IoTによるシステム連携ツール		1/2以内	なし		
※1:1台あたり補助対象経費が24万円以上の場合、補助額を定額の12万円とします。					
※2:優遇措置対象車両は上限台数に含まない。					
公募期間	2次公募:2023年8月9日(水)10:00～2023年8月22日(火)16:00 2次公募:2023年9月8日(金)10:00～2023年9月21日(木)16:00				
詳細	専用ホームページ(陸上輸送省エネ推進事業事務局) URL: https://www.pacific-hojo.jp/2023r05/dotai/index.html				

IT 導入補助金 2023

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール(ソフトウェア、アプリ、サービス等)の導入を支援する補助金です。

	内容																																														
補助対象ツール	事前に事務局の審査を受け、補助金 HP に公開(登録)されている IT ツール(ソフトウェア、サービス等)が対象。																																														
補助額 補助率 補助対象経費	<table><tr><td>枠</td><td colspan="2">通常枠</td><td>セキュリティ対策推進枠</td></tr><tr><td>類型</td><td>A 類型</td><td>B 類型</td><td></td></tr><tr><td>補助額</td><td>5万円～150 万円未満</td><td>150 万円～450 万円以下</td><td>5万円～100 万円</td></tr><tr><td>機能要件</td><td>1プロセス以上</td><td>4プロセス以上</td><td>独立行政法人情報処理推進機構が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス</td></tr><tr><td>補助率</td><td colspan="2">1/2以内</td><td>1/2以内</td></tr><tr><td>対象経費</td><td colspan="2">ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、導入関連費</td><td>サービス利用料(最大2年分)</td></tr></table>	枠	通常枠		セキュリティ対策推進枠	類型	A 類型	B 類型		補助額	5万円～150 万円未満	150 万円～450 万円以下	5万円～100 万円	機能要件	1プロセス以上	4プロセス以上	独立行政法人情報処理推進機構が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス	補助率	1/2以内		1/2以内	対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、導入関連費		サービス利用料(最大2年分)																						
	枠	通常枠		セキュリティ対策推進枠																																											
類型	A 類型	B 類型																																													
補助額	5万円～150 万円未満	150 万円～450 万円以下	5万円～100 万円																																												
機能要件	1プロセス以上	4プロセス以上	独立行政法人情報処理推進機構が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス																																												
補助率	1/2以内		1/2以内																																												
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、導入関連費		サービス利用料(最大2年分)																																												
	<table><tr><td>枠</td><td colspan="5">デジタル化基盤導入枠</td></tr><tr><td>類型</td><td colspan="3">デジタル化基盤導入類型</td><td>複数社連携IT導入類型</td><td>商流一括インボイス対応類型</td></tr><tr><td rowspan="2">補助額</td><td colspan="2">ITツール</td><td>PC・タブレット等</td><td>レジ・券売機</td><td>(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費⇒左記と同様</td></tr><tr><td colspan="2">(下限なし)～350 万円</td><td>～10 万円</td><td>～20 万円</td><td>(2) 上記(1)以外の経費⇒補助上限額は 50 万円×グループ構成員数、補助率は2/3以内((1)+(2)の補助上限額は 3,000 万円)</td></tr><tr><td rowspan="2">機能要件</td><td>会計・受発注・決済・ECのうち1機能以上</td><td>会計・受発注・決済・ECのうち2機能以上</td><td colspan="2">左記ITツールの使用に資するもの</td><td>(3)事務費・専門家費⇒補助率は2/3以内、補助上限額は((1)+(2))×10%に補助率2/3を乗じた額若しくは 200 万円のいずれか低い方</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>インボイス制度に対応した受発注の機能を有しているものであり、かつ取引関係における発注側の事業者としてITツールを導入する者が、当該取引関係における受注側の事業者に対してアカウントを無償で発行し、利用させることのできる機能を有するもの</td></tr><tr><td>補助率</td><td>3/4以内</td><td>2/3以内</td><td colspan="2">1/2以内</td><td>中小企業・小規模事業者等:2/3以内 その他の事業者等:1/2以内</td></tr><tr><td>対象経費</td><td colspan="3">ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、ハードウェア関連費、導入関連費</td><td>ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、導入関連費</td><td>クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分) ただし、契約する受注側のアカウント総数のうち、取引先である中小企業・小規模事業者等に供与するアカウント数の割合を乗じた額が補助対象経費とする</td></tr></table>	枠	デジタル化基盤導入枠					類型	デジタル化基盤導入類型			複数社連携IT導入類型	商流一括インボイス対応類型	補助額	ITツール		PC・タブレット等	レジ・券売機	(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費⇒左記と同様	(下限なし)～350 万円		～10 万円	～20 万円	(2) 上記(1)以外の経費⇒補助上限額は 50 万円×グループ構成員数、補助率は2/3以内((1)+(2)の補助上限額は 3,000 万円)	機能要件	会計・受発注・決済・ECのうち1機能以上	会計・受発注・決済・ECのうち2機能以上	左記ITツールの使用に資するもの		(3)事務費・専門家費⇒補助率は2/3以内、補助上限額は((1)+(2))×10%に補助率2/3を乗じた額若しくは 200 万円のいずれか低い方					インボイス制度に対応した受発注の機能を有しているものであり、かつ取引関係における発注側の事業者としてITツールを導入する者が、当該取引関係における受注側の事業者に対してアカウントを無償で発行し、利用させることのできる機能を有するもの	補助率	3/4以内	2/3以内	1/2以内		中小企業・小規模事業者等:2/3以内 その他の事業者等:1/2以内	対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、ハードウェア関連費、導入関連費			ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、導入関連費	クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分) ただし、契約する受注側のアカウント総数のうち、取引先である中小企業・小規模事業者等に供与するアカウント数の割合を乗じた額が補助対象経費とする
枠	デジタル化基盤導入枠																																														
類型	デジタル化基盤導入類型			複数社連携IT導入類型	商流一括インボイス対応類型																																										
補助額	ITツール		PC・タブレット等	レジ・券売機	(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費⇒左記と同様																																										
	(下限なし)～350 万円		～10 万円	～20 万円	(2) 上記(1)以外の経費⇒補助上限額は 50 万円×グループ構成員数、補助率は2/3以内((1)+(2)の補助上限額は 3,000 万円)																																										
機能要件	会計・受発注・決済・ECのうち1機能以上	会計・受発注・決済・ECのうち2機能以上	左記ITツールの使用に資するもの		(3)事務費・専門家費⇒補助率は2/3以内、補助上限額は((1)+(2))×10%に補助率2/3を乗じた額若しくは 200 万円のいずれか低い方																																										
					インボイス制度に対応した受発注の機能を有しているものであり、かつ取引関係における発注側の事業者としてITツールを導入する者が、当該取引関係における受注側の事業者に対してアカウントを無償で発行し、利用させることのできる機能を有するもの																																										
補助率	3/4以内	2/3以内	1/2以内		中小企業・小規模事業者等:2/3以内 その他の事業者等:1/2以内																																										
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、ハードウェア関連費、導入関連費			ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、導入関連費	クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分) ただし、契約する受注側のアカウント総数のうち、取引先である中小企業・小規模事業者等に供与するアカウント数の割合を乗じた額が補助対象経費とする																																										
申請締切	【通常枠】【セキュリティ対策推進枠】 (5次締切分)2023年8月28日(月)17:00 【デジタル化基盤導入枠】 デジタル化基盤導入類型 (7次締切分)2023年8月28日(月)17:00 商流一括インボイス対応類型・複数社連携IT導入類型 (3次締切分)2023年10月2日(月)17:00																																														
詳細	IT導入補助金ホームページ URL: https://it-shien.smrj.go.jp/																																														

16 次締切:ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(ものづくり補助金)

中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させるための設備投資等を支援します。

	内容		
補 助 上 限 率 補 助 率	枠	補助上限額	補助率
	通常枠	5 人以下：750 万円 6～20 人：1,000 万円 21 人以上：1,250 万円	1/2、 2/3（小規模企業者・小規模事業者、再生事業者）
	回復型賃上げ・雇用拡大枠		2/3
	デジタル枠		
	グリーン枠	エントリー	5 人以下：750 万円 6～20 人：1,000 万円 21 人以上：1,250 万円
		スタンダード	5 人以下：1,000 万円 6～20 人：1,500 万円 21 人以上：2,000 万円
		アドバンス	5 人以下：2,000 万円 6～20 人：3,000 万円 21 人以上：4,000 万円
	グローバル市場開拓枠	3,000 万円	1/2、 2/3（小規模企業者・小規模事業者）
応 募 締 切	第 16 次締切分:令和 5 年 11 月 7 日(火)17 時		
詳 細	ものづくり補助金総合サイト URL: https://portal.monodukuri-hojo.jp/		

一般財団法人省エネルギーセンター「省エネ最適化診断」

世界的な脱炭素化の流れの中、中小企業等の中小規模事業者にとっても脱炭素化は避けて通れない喫緊の課題となっています。「省エネ」は最も脱炭素化に有効な手段ですが、省エネ最適化診断は、更に一步推し進め、「省エネ診断」による使用エネルギー削減に加え、「再エネ提案」を組み合わせることで、脱炭素化を加速する新しいサービスです。

診 断 メ ニ ュ ー 金	・A 診断: 専門家1人診断: 10,450 円(税込) ・B 診断: 専門家2人診断(説明会は1人): 16,500 円(税込) ・大規模診断: 事前打合せ+専門家2人診断: 23,100 円(税込)
年間エネルギー使用量目安 (原油換算)	・A 診断: 300kL 未満 ・B 診断: 300kL 以上 1,500kL 未満 ・大規模診断: 1,500kL 以上
診断対象事業者	・中小企業者(中小企業基本法に定める中小企業者) ・年間エネルギー使用量(原油換算値)が、原則として 100kL 以上 1,500kL 未満の工場・ビル等 (但し、100kL 未満でも、低圧電力、高圧電力もしくは特別高圧電力で受電している場合は可)
診 断 件 数	1事業者あたり原則1件の受診ができます。
診 断 内 容	【診断及び提案項目】 ・設備・機器の最適な使い方 ・メンテナンス方法の改善による省エネ ・温度、照度など設定値の適正化 ・高効率機器への更新 ・排熱等エネルギーロスの改善、有効利用 ・太陽光発電など再エネ設備導入提案 【診断結果のご説明】 経営層やエネルギー管理者の方に、提案内容や実施方法について丁寧にご説明 ・提案内容による改善効果(エネルギー削減量、コスト削減額、CO2 削減量) ・エネルギー管理に関するアドバイス
診 断 予 定 件 数	令和5年度: 500 件程度
詳 細	省エネ・節電ポータルサイト URL: https://www.shindan-net.jp/

【中小機構】生産工程スマート化診断

中小機構の専門家が貴社を訪問し、ロボット(自動化)・IoT・デジタル技術の導入をサポートする全3回の無料支援です。経営者・現場責任者から伺ったお悩み事について、実際に生産現場の調査を行います。

	内容
対 象	①生産現場の生産性向上を目指したい中小企業者 ②効率性・品質・コスト・納期・安全・環境管理・省人化・見える化などに課題を持っている中小企業者 ③特に、以下の手段で課題解決を検討している中小企業者 1)ロボット・自動化設備の導入・活用 2)IoT・デジタル技術の導入・活用 ※本事業は設備投資をご検討中の方向けの事業です
診 断 内 容	・「作業」と「情報」の視点から、専門家が生産工程の現状を分析します ・課題の整理・可視化を行い、ロボット(自動化)・IoTの活用可能性をご提案します ・全3回の無料診断です
診 断 の 流 れ	【事前相談(事業説明及び事前ヒアリング)】 web会議システム等を利用して、本事業のご説明をさせていただきます 事前にご意向やお困りごとを把握して、貴社の課題に応じた専門家を選定いたします 【1回目(現場調査、経営者ヒアリング)】 実際の生産工程を確認するため、専門家による現場調査を行います 生産工程の課題、業務のお困りごとについてヒアリングを実施いたします 【2回目(関係者打合せ)】 初回面談の分析結果をもとに、現状の問題点・課題の洗い出しを行います その結果から、業務課題の解決に向けた方法を模索します 課題解決に向けた方法を検討し、ディスカッションを行います 【3回目(診断報告会)】 課題の整理・可視化を行い、ロボット(自動化)・IoTの活用可能性をご提案します
留 意 事 項	・本事業では、設備・システムの導入・実装までの支援は行いません。 ・経営層(決定権を有する者)の同席が必須となります。 ・各地域の申込みが予定規模の上限に達した場合は、受付を締め切りいたします。 ご了承ください。
詳 細	独立行政法人 中小企業基盤整備機構ホームページ URL: https://www.smrj.go.jp/sme/enhancement/smart/index.html

3. 経営教室

国際税務教室

海外赴任中の在籍出向者への退職金と源泉徴収

海外の子会社へ在籍出向している社員が、定年を迎える年齢になったことにより、日本の親会社から退職金を支給するケースもみられます。そのような場合、日本親会社の源泉徴収義務に注意が必要です。

所得税法上、退職所得は、退職所得控除額を控除した残額の半額を課税標準とし、累進税率を平準化する必要性から他の所得と分離して課税されるなど、税負担が軽くなるように配慮されています。退職金の支払時には所得税の源泉徴収が必要となりますが、当該源泉徴収税額も、原則的にはそれら税負担が軽減された金額に即した額となります。

しかし、非居住者に対する退職金の支払に関しては、原則的な取り扱いと異なる取り扱いとなっています。すなわち、非居住者への退職金の支払についてみれば、退職金の中の国内源泉所得とされる金額（国内勤務期間に対応する金額とされ、国外勤務期間に該当する部分は除外されます）に対して 20.42%（復興特別所得税含）の源泉徴収が必要となります。

この場合、非居住者の退職金に係る源泉徴収税額は、居住者として退職金を受け取った場合に比べて相対的に大きな金額となります。この税負担の調整を図るため、非居住者として退職金を受けた者は、自らの選択によって確定申告により居住者と同様の税額計算を行うことが認められています（以下、「退職所得の選択課税」とします）。したがって、非居住者として退職金を受けた者において、居住者として退職所得の計算を行った税額が源泉徴収税額と比較して少額となる場合には、退職所得の選択課税を行うことにより、差額分の還付を受けることができます。

国内税務教室

転売防止、原則先払いに（免税点制度の不適切適用防止）

令和5年5月22日、政府が訪日客の土産品に対する免税制度を抜本的に見直す検討に入ったと報道されました。以前より問題視されていた「一部の訪日客が、転売目的で免税品の大量購入をし、出国前に転売することで、免税分の利益を不正に得るという問題」に待ったをかける議論になりそうです（財務省発表によると、22年度に税関検査で徴収対象となった消費税額22億円の9割以上が徴収できていない）。

そもそも輸出物品販売所における輸出免税とは、訪日客が一般的な土産を購入する場合に限り日本の消費税を課税しない（購入しやすくする）という制度で、付加価値税を採用している諸外国においても、同様の制度が存在しています。

わが国は、一定の要件を満たす購入であれば免税とする「免税方式」を採用しているが、欧州をはじめとする諸外国では、購入時には課税であるが、出国時に税関の承認を受け、事後に還付請求をするという「還付方式」を採用しています。

今回の議論の方向性であるが、これまでの「免税方式」から「還付方式」へシフトする内容で、購入量が少ないなど明らかに転売目的ではない訪日客に限り、例外的に既存の「免税方式」を利用できるようにした上で、年末までに税制改正の詳細を詰め、早ければ2024年度から実施すると報じられています。

コロナによる行動制限が廃止され、インバウンド・アウトバウンドが増えることが予想される今日において、この議論の意義は大きいものと考えられます。

（「国際税務教室・国内税務教室」執筆者）

税理士法人 成 和 / 社会保険労務士法人 成 和 成和グループ代表 渡辺 基成

電話番号：058-295-7077 058-295-2055（岐阜事務所） / 052-433-2112（名古屋事務所）

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

<MEMO>

編集・連絡先:
十六銀行
ソリューション営業部
(058-266-2664)
愛知営業本部
(052-961-8761)

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。